

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成 29 年度大阪府統計年鑑に基づく羽曳野市の人口は 111,221 人で男性が 52,414 人、女性が 58,807 人であり、男女とも過去 5 年で約 2,000 人減少している。このまま人口が減少すると地域コミュニティや地域活力の低下、さらには税収減による行政サービスの低下などにつながることを懸念される。

また、羽曳野市の産業構造は全産業の事業所数が 3,828 所で 36,235 人が従事し、2 年前と比較して事業所数は 122 所、従業員数は 3,130 人増加している。全業種の事業所数を比較すると、卸売・小売業が全産業の約 23% で一番多く、次いで製造業が約 13%、建設業が約 11% と続いている。従業員数においては卸売・小売業が全体の約 24% で一番多い。さらに、資本金別企業数を見ると約 90% が資本金 5,000 万円未満の企業であり、中小規模の企業が羽曳野市の産業を支えているといえる。このような市産業の中心である中小企業は現在、後継者不足や設備等の老朽化などの問題に直面している。

人口減少や中小企業が抱える課題に対応すべく、羽曳野市は本計画を策定し、先端設備等の導入を推進する。

(2) 目標

市の産業の中心である中小企業の持続的な発展及び健全な経済の促進並びに労働生産性の向上を図ることにより市域全体を活性化させていく。

平成 28 年度から実施されている経営力向上計画にかかる認定が 2 年間で 15 社という実績に基づき、本導入促進基本計画にかかる認定は 3 年間で 20 社を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

先端設備等の種類は市内中小企業の労働生産性を向上させるために多様な設備投資を支援するという観点から、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は幹線道路沿いや山間部、市街地など広く点在している。これらの地域で中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備するため、市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

羽曳野市は卸売・小売業、製造業、建設業ほか多様な産業が集積し、それらが経済を支えているため、広く労働生産性の向上に努めていく観点から全ての業種を対象とする。

また、機械装置等の導入によって労働生産性の向上に取り組める事業は多岐にわたると考えられるため、全ての事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取り組みは先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 健全な地域経済の発展に配慮するため、下記の項目に該当するものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
 - ・ 公序良俗に反するもの。
 - ・ 反社会的勢力との関係が認められるもの。
 - ・ 都市計画法、建築基準法など関係法令に抵触しているもの。
 - ・ 市税を滞納しているもの。
- ③ 適正な判断を下すため、必要に応じて関係部署と協議、情報共有を行うこととする。